

News Release

保健福祉部地域福祉課長

介護助手活用促進事業に関する参加事業者の募集をしています！

※6月30日（木）までを期限に募集していた同事業の追加募集となります。

本市では、介護サービス事業者が介護事業所における介護職の業務の見直し等を行い、元気高齢者や再就職を希望する方などの地域人材を、直接介助以外の補助業務に従事する「介護助手」として雇用する取組を支援しています。

事業内容は、新たに介護助手を3か月間の短期雇用契約で雇用した場合に、介護助手1名につき雇用奨励金を最大10万円交付するものです。

つきましては、参加事業者募集の報道について、よろしくお願いたします。

記

- 1 対象事業者：函館市内で通所系居宅サービス事業所や介護保険施設等を運営する事業者
- 2 事業者の取組：① 業務の効率化・介護職の働き方の検討
② 地域への広報および短期雇用就労マッチング
③ 雇用した介護助手への介護の附帯業務の指導
- 3 雇用奨励金の交付：事業者が、2の取組の①～③を実施し、短期雇用契約で介護助手を3か月間雇用後に継続雇用就労マッチングを行った場合、介護助手へ支払った賃金（基本給のみ）に対し、雇用奨励金を交付します。
雇用奨励金の額は、新たに雇用した介護助手1人あたり10万円（ただし3か月間の短期雇用契約期間の賃金が10万円に満たない場合は、賃金として支払った額）とします。
- 4 申込方法：事業計画書を9月30日（金）まで地域福祉課地域福祉担当あて、必要書類を提出

○URL：<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2018052100010/>

※詳細は別添パンフレットをご参照ください。

【お問い合わせ】函館市保健福祉部地域福祉課

担当：伊藤，若狭 連絡先 21-3289

新たに介護助手を
雇用する事業者を
募集します！



介護助手1名につき
雇用奨励金を最大
10万円交付!!

市では、介護サービス事業者が介護事業所における介護職の業務の見直し等を行い、元気高齢者や再就職を希望する方などの地域人材を、直接介助以外の補助業務に従事する「介護助手」として雇用する取組を支援します。

新たに介護助手を3か月間の短期雇用契約で雇用した場合に、**介護助手1名につき雇用奨励金を最大10万円交付します。**

【事業の概要】

(1)対象事業者

函館市内で下記の事業を行う介護サービス事業者を対象とします。

<p><介護保険施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 	<p><居宅サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 	<p><地域密着型サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス） ・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同生活介護
--	---	---

(2)事業者における具体的な取組み内容

- ① 業務の効率化・介護職の働き方の検討
- ② 地域への広報および短期雇用就労マッチング
※地域への広報に関しては、市も支援いたします
- ③ 雇用した介護助手への介護の附帯業務の指導

地域住民向けの説明会と外部講師を招聘して介護助手への研修を行う場合などは、**北海道の「介護助手普及促進事業」を活用できます。**詳しくは下記ホームページを参照して下さい。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jinzaichi/chiikijinzaikaigozyosyu.html>

(3)雇用奨励金の交付

事業者が、(2)の具体的な取組み内容の①～③を実施し、短期雇用契約で介護助手を3か月間雇用後に継続雇用就労マッチングを行った場合、介護助手へ支払った賃金に対し、雇用奨励金を交付します。

雇用奨励金の額は、新たに雇用した介護助手1人あたり10万円（ただし3か月間の短期雇用契約期間の賃金（基本給のみ）が10万円に満たない場合は、賃金として支払った額）とします。

なお、雇用奨励金の交付対象者は13名とし、応募上限に達した時点で、募集を終了いたします。

(4)申込方法

雇用奨励金を申請しようとする事業者は、下記市のホームページに掲載している事業計画書をダウンロードして作成し、**9月30日（金）まで**地域福祉課地域福祉担当あて提出してください。

【介護助手活用促進事業に関するお問合せ先】

函館市役所地域福祉課 地域福祉担当

電話：21-3289 FAX：26-4090

URL：https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2018052100010/

事業の詳しい内容は市のホームページに掲載しています

